

有料職業紹介手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスをご提供させていただきました時は、次の手数料を申し受けます。

求人事業主の方

当紹介所がご紹介した求職者の就職が決定した場合には、下記の手数料表に掲げる手数料を申し受けます。個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%（または500,000円）の内どちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用系契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%（または500,000円）の内どちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	【成功報酬】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%（または500,000円）の内どちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

この手数料表は、職業安定法第32条の3第1項2号に基づき、2024年8月29日に厚生労働大臣に届出済みのものです。

返戻金制度に関する事項

当社では返戻金制度を導入しておりません。

2024年11月1日

有料職業紹介事業許可番号： 27-ユ-304639
スキルシステムズ株式会社
代表者 杉本 浩